

[事案 2021-202] 解約取消請求

・令和4年4月13日 裁定終了

<事案の概要>

他社の募集人にだまされて解約したことを理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年9月に他社の米ドル建一時払終身保険を契約（申立外契約）し、本件保険会社の個人年金保険を解約したが、以下の理由により、解約を取り消してほしい。

- (1)他社の募集人に、「こちら（申立外契約）のほうが得だよ」と言われて、意味もわからないまま本契約を解約してしまった。
- (2)解約当時、自分は精神障害の認定を受けており、契約内容を理解せず手続をしている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の解約の意思表示が詐欺（または、錯誤）によることについて、当社は「善意かつ過失がない第三者」に当たり、申立人は当社へ詐欺（または、錯誤）による解約取消を主張できない。
- (2)解約請求書には申立人本人が自署しており、運転免許証のコピーも添付されているなど、解約手続が申立人の意思により行われたことに疑いの余地はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。